

# 徳川家康寄進状を読む（解説）

## ① 語句・地名

寄進	神社や寺院に、金銭や物品を寄付すること。奉納。奉加。
天神	北野天神社。武蔵国入間郡北野村（現所沢市）にある物部天神社・国渭地祇神社・天満天神の総称である。
武蔵国	古代律令制の成立に伴い設置され、東山道、のち東海道に属した。現埼玉県全域と東京都・神奈川県の一部が属していた。
多摩郡	多摩郡の東側。
北野之郷	北野村（現所沢市北野・小手指町・青葉台・北中・若狭・三ヶ島・榎町）の一带と考えられる。
畢（おわんぬ）	その動作がおわった、完了したことを表す。
弥（いよいよ）	そのうえに、ますます、前よりもなおいつそう。
専（もっぱら）	他のことはさしおいて、それに集中するさま。

## ② 内容

天正一八年（一五九〇）、関東地方に勢力を伸ばしていた後北条氏が豊臣秀吉の侵攻によって滅亡し、同年八月に徳川家康が関東に入国する。家康は同月中旬までには川越（松平重忠）や忍（松平家忠、のち松平忠吉）などに家臣団を配置し、同時に家臣への知行宛行を行った。

寺社に対しては、翌一九年（一五九一）一月に一斉に朱印状を発給している。この段階では徳川氏の検地が終了しておらず、寺社側からの差出によって一旦朱印状を発給し、検地終了後に田畑の詳しい内訳を確定したと考えられる。家康の朱印は「福德」の字が刻印されており、朱印状には「寺院宛」と「神社宛」で文言の差異が認められる。当館では、天正一九年一月発給の徳川家康朱印状の原本（非完形を含む）を二三点収蔵しており、いくつかの史料は複写本での閲覧が可能である。



（写真は明星院No.9）



### 右下、「権現様」の付箋

「権現様」＝徳川家康であり、北野天神社が家康の寄進状であると認識して保管していたことがうかがえる。

## 【参考文献】

重田正夫「御朱印寺社領の成立過程」『文書館紀要』創刊号、一九八五年。  
 秋葉一男「徳川氏の入封と家臣団」『埼玉県史 通史編三 近世一』（一九八八年）。  
 根岸篤太郎「徳川氏の領国検地」（右同）。